

## 全員協議会次第

平成29年11月15日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)

齊藤事務局長

2. 挨拶

抜井議長

3. 協議事項

- 1) マレーシア フォークロアフェスティバルの参加報告等について
- 2) 上富地区・地下埋設物等に係る経過と今後の予定について

4. 報告事項

- 1) 議会広報広聴常任委員会
- 2) 議会運営委員会
- 3) 政策検討会議

5. その他

6. 閉 会 (11:30)

井田副議長

平成29年11月15日(水)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 議員 | 久保健二  | 議員  | 増田磨美  |
| 議員 | 細田三恵  | 議員  | 小松伸介  |
| 議員 | 岩城桂子  | 議員  | 安澤豊   |
| 議員 | 本名洋   | 議員  | 吉村美津子 |
| 議員 | 細谷三男  | 議員  | 菊地浩二  |
| 議員 | 内藤美佐子 | 議員  | 山口正史  |
| 議長 | 抜井尚男  | 副議長 | 井田和宏  |

欠席議員

議員 鈴木 淳

説明者

|         |         |               |         |
|---------|---------|---------------|---------|
| 秘書広報長   | 佐久間 文 乃 | 秘書室<br>広報担当   | 滝 澤 司   |
| 生涯学習課主任 | 三田村 宗 剛 | 自治安心課         | 伊 東 正 男 |
| 自安心課副   | 前 田 早 苗 | 自治安心課<br>防災担当 | 長谷川 明 男 |

全員協議会に出席した事務局職員

|      |         |       |           |
|------|---------|-------|-----------|
| 事務局長 | 齊 藤 隆 男 | 事務局書記 | 山 田 亜 矢 子 |
|------|---------|-------|-----------|

---

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、全員協議会ということで、議員の皆様方におかれましては、早朝よりお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

大分寒くなってまいりました。町なかでは、きょうもいらっしゃいますけれども、マスクをされている方が非常に多くて、予防も兼ねているかと思いますが、どうか風邪など召さないようにご自愛いただきたいというふうに思います。

日曜日には、産業祭が行われました。町内の商工業、また農業の皆さんがいろんな出店をしたり、また農産物の出品をしたりということで、来場者も非常に多かったのかなというふうに思います。議員の皆様方にもご参加をいただきまして、まことにありがとうございました。

同じ日に、消防議員の方々は多分参加されたと思いますが、2市1町の合同防災訓練がふじみ野市の花の木中学校周辺で行われました。私も、産業祭を途中で抜けて、閉会式には参加をしてまいりました。防災意識の高揚と、やはりふだんの訓練が重要ということで、非常に皆さん、積極的に取り組まれていたのかなというふうに思っております。

また、本日は、午後から石川県の穴水町が視察ということで来庁されます。担当されます議会運営委員会の方、また広報広聴常任委員会の方、午前中の全協から引き続き、大変ご苦労でございますが、ぜひよろしくをお願いいたします。

そして、週が明けますと、ことしも残すところ40日になってまいります。20日、21日に一般質問の締め切りがありまして、24日には議会運営委員会、12月1日には定例会の開催の予定となっております。どうか引き続き、皆様にはご尽力賜りながら、12月定例会も無事終わられますようにご協力をお願いするところでございます。

重なりますが、結びに当たって、本当に、気温の変化が非常に著しく、朝が非常に肌寒くて、昼間が暑いような状況が続いていますので、どうか体調を崩さないように、皆さんにはご自愛いただきながら、ますますご活躍をご祈念させていただきまして、冒頭の議長としてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。ありがとうございました。

---

◎マレーシア フォークロアフェスティバルの参加報告等について

○事務局長（齊藤隆男君） 続きまして、次第の3、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、早速協議事項に入りますが、その前に、鈴木淳議員におかれましては、

本日は欠席の旨の申し出をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、協議事項の1番、マレーシア・フォークロアフェスティバルの参加報告等についてでございますが、こちらはどなたから。

広報室長。

○秘書広報室長（佐久間文乃君） 皆さん、おはようございます。前回、臨時議会で、マレーシアのペタリング・ジャヤ市におけるフォークロアフェスティバルの参加についての補正予算を上程していただいたところ、議決を経まして、今回、11月3日、町民の日の式典が終わってから、8日までの行程でペタリング・ジャヤ市への訪問に関しまして、今回随行で行きました生涯学習課生涯学習担当の三田村主任から報告をさせていただきますと思いますので、ちょっと写真とかもいっぱいあるので、パワーポイントで見ていただきたいなというふうに思います。

最高のおもてなしをしていただいたと思います。私たちもとても見習うところがあると思います。また、竹間沢の里神楽保存会におきましては、本当に好評で、拍手も鳴りやまなかったというふうに聞いておりますので、ちょっと、ぜひ見ていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、生涯学習担当主任から説明をお願いいたします。

○生涯学習課生涯学習担当主任（三田村宗剛君） 今回、町長より依頼を受けまして、マレーシアのペタリング・ジャヤ・フォークロアフェスティバルに参加いたしました、生涯学習課、芸術文化を担当しております三田村と申します。今回のマレーシア訪問について、本日お配りしました報告書に詳細は記載してございますが、芸術文化を中心として、本日はパワーポイントを使って報告させていただきますと思います。よろしく願いいたします。それでは、着座にて失礼させていただきます。

それでは、正面のスクリーンをごらんください。今回の訪問先のことでございます。まず、用務地はマレーシア国セランゴール州にありますペタリング・ジャヤ市です。現地の人は、P Jと呼称しております。日本との時差は1時間、首都クアラルンプールの衛星都市として発展しまして、現在は人口70万人、人口は増加の一途をたどっております。

P Jは幾つかの友好都市がございまして、韓国のソウル城北區、同じく韓国の牙山市、インドネシアのバンドン市が姉妹都市提携を結んでおります。一方、東入間青年会議所とP Jの青年会議所は28年前から交流がございまして、また三芳町は2012年から中学生海外派遣を行っている経緯から、今回、友好都市を結ぶ都市として、P Jが主催するフォークロアフェスティバルに招待を受けました。

このフォークロアフェスティバルなのですけれども、古くから伝わる風習や伝承を大切にすることを目的において毎年開催されているものでございまして、フリーマーケット、食文化などさまざまなジャンルをエリアに分けて開催しており、メインステージにおいてはダンスや太鼓などの伝統芸能を中心にパフォーマンスが繰り広げられます。このフェスティバルのオープニングイベントとしまして、友好都市による伝統芸能パフォーマンスが企画されたものでございます。出演時間は、それぞれ10分ということでした。

さて、三芳町の伝統芸能といえば、竹間沢の車人形、藤久保、北永井、上富、竹間沢に伝わるおはやし、竹間沢の前田家に伝わる里神楽が代表されますが、今回のフェスティバルへの参加が初めてのため、未知数も多く、また最少人数で構成してパフォーマンスを披露できることを考慮いたしまして、竹間沢の里神楽保存会に出演をお願いさせていただくこととなりました。もちろん、楽器や道具の運搬は行わず、音楽をさま

ざまなメディアに録音して対応させていただきました。

11月3日に日本を立ちまして、4日に現地に到着いたしました。夜9時からの出演に先立ちまして、午前11時からP J市内のショッピングモールで15分間の上演が行われました。このショッピングモールは、伊勢丹など日本企業も入っている巨大なセンターでございますが、この中心部にある広場がステージでした。こちらの中央の広場です。ここでは、韓国の合唱団体、オペラ演奏に続き、11時40分ごろ、里神楽の出演となりました。「敬神愛国」という演目でして、恵比寿、大黒、もどき、おかめが登場し、豊国を祈る内容となっております。日本特有の衣装と面をつけた演者が、独特の太鼓のリズムと笛の調子によって舞う様子は、マレーシアの人々にとってとても新鮮だったようでして、多くの人が見入っております。里神楽保存会のメンバーには高校の英語教諭もいらっしやいまして、司会や通訳として随時内容を英語で説明しながら上演したため、現地の人たちも内容を理解していただくことができました。また、終演後には多くの人から声をかけられまして、韓国の出演団体の皆さんとも交流を持ち、記念撮影を行うなど親交を深めることができました。

この後、ホテルでの休養を挟んで、夜7時にフォークロアフェスティバルの会場となるスタジアムに向かいました。今映っているのがメインステージとなっております。現地に到着の後、同じく出演団体となっておりますシンガポールの団体より盾が贈られました。里神楽保存会の皆さんも折り鶴を贈りまして、国を超えた親交を深めることができました。

午後9時にフェスティバルのセレモニーが開始いたしました。これに先立ち、P Jのアジジ市長と林町長による記念セレモニーが行われました。お互いの記念手形をプレートに残しました。P J市長の開会宣言を経まして、盛大なセレモニーが行われました。

マレーシアの民俗舞踊が披露されまして、友好都市による伝統芸能パフォーマンスに続きました。韓国の合唱団体、オペラ団体、インドネシアの民俗舞踊に続き、三芳町の里神楽の出演となりました。ここでも、日本特有の舞いと音楽に多くの人々から喝采を浴びまして、また最後に「敬神愛国」で、扇子の上に折り鶴を乗けて、それを皆さんに配るということをしたのですけれども、その振る舞いは、子供たちを中心として、こちらが折り鶴を振る舞っている様子ですけれども、向こうの現地の子供たちを中心として、とても喜んでおりました。

後日談になるのですけれども、この上演は多くのマレーシアの人々に印象を与えまして、出演者はオレンジのオリジナルのTシャツを配布されたのですけれども、行く先々で、フェスティバルの出演者であることがわかると、多くの人から「ミヨシ」「ミヨシ」と声をかけられまして、非常に有意義なパフォーマンスであったと感じました。

翌日は、友好都市との交流プログラムの一環としまして、マレーシアの文化に触れる機会が与えられました。町長は、スマートライドという自転車イベントに参加しまして、P J市長とともに35キロを走りました。当初、P J市長は10キロを走る予定だったのですけれども、林町長と一緒に走ることがとても楽しかったようでして、最後まで走り切りました。

また、マレーシアの伝統的な結婚式に、ほかの友好都市団体とともに披露宴のほうにも参加させていただきました。披露宴会場は友好都市団体のみとなっております。親族は外の会場で待っているという、日本ではなかなか考えられない状況だったのですけれども、むしろ遠い海外からやってきた人々が自分たちの結

婚を祝ってくれるということに格別の喜びを抱いておられたようです。マレーシアの人々は、客人を大切にするという文化をうかがい知ることができました。

このオレンジの服を着ているのが里神楽保存会の方なのですけれども、その隣が新婦でして、新婦の隣に座っているという、非常に大歓迎の様子でございました。

その後、マレーシア・フィルハーモニーのマエストロより招待を受けまして、ペトロナス・ツインタワーのホールを視察いたしました。先月、文化庁の事業で来日されていたときに親交は深めさせていただいたのですけれども、さらに今回のことで友好を深め、今後の交流につなげていけたらと思っております。

次に、7日となりますが、今度は各所を表敬訪問いたしました。まず、中学生海外派遣事業の派遣先となっているアジア・パシフィックスマートスクールに訪問しまして、最高責任者であるシニア・プリンシパルのアイリーン・チーさんと会談、2012年から続いている中学生海外派遣事業のお礼をさせていただきました。

続いて、P Jの市庁舎を訪問いたしました。車からおりるなり、熱烈な歓迎を受けまして、市長を初め市議会議員の皆様、多くの職員が出迎えていただきました。P Jのアジジ市長は、里神楽のパフォーマンスがととても印象的であったこと、三芳町と長く友好関係を結んでいきたいことを話されまして、12月の来日の際に姉妹都市の提携の調印をする運びとなりました。

午後は、オリンピック・カOUNシル・オブ・マレーシア、通称OCMとされますが、こちらのほうを訪問いたしまして、事務局長のロウ・ベン・チューさんと会談いたしました。2020年の東京オリンピックに向けて、三芳町は東京から近いこと、体育館や運動場、弓道場を備え、ソフトボールやアーチェリーなど競技に適したトレーニング施設を有することを紹介させていただきました。

夜は、P Jのアジジ市長らとの懇親会にお招きいただきまして、市長、市議会の皆さんと親睦を図らせていただきました。

翌日の8日の朝の便にてマレーシアを立ちまして、帰国の途となりました。

私は、芸術文化の担当といたしまして、今回のマレーシア訪問を通じて、マレーシアの人々はもとより、韓国やインドネシア、シンガポールなど、ほかの友好都市の皆さんとも親睦を図ることができたのはとても有意義なことであったと感じました。芸術文化活動は、国や言語の壁は関係なく、一気にお互いの関係を密にすることができます。三芳町も多くの企業を有することから、外国人労働者は年々ふえており、今後ますますふえていくものであると考えます。

国も、芸術文化活動において多様な取り組みを行うよう力を入れております。ハード面においては、外国語での案内表示や英字プログラムの作成など、今後求められていくと思われまます。

里神楽保存会の皆さんも、今回のことで里神楽を海外の人に知ってもらいまして、とても喜んでおりました。また、今回の上演では折り鶴を現地の人に配ったのですが、この折り鶴は、現地に行けなかった保存会のメンバーや淑徳大学の学生さん、歴史民俗資料館に協力を仰いで、日本とマレーシアの友好のあかしとなるよう、願いを込めてつくったものでした。それが現地の人にとっても喜んでもらったので、大成功であったと自負されておりました。

最後に、個人的な感想になるのですが、公的な訪問先ではなかったものの、生涯忘れられないであろう出来事がありました。それは、とある古い教会で出会ったギターのストリートミュージシャンです。彼は、私たちが日本人であることを知ると、「日本の歌を贈るよ」と言いました。ちょっと、ワンフレーズだ

け聞いていただければと思うのですけれども。

〔動画再生〕

○生涯学習課生涯学習担当主任（三田村宗剛君） 「上を向いて歩こう」、海外では「スキヤキ」という名前で通っておりますけれども、この歌を歌ってくれました。

正直、この後も聞いていただくとわかるのですけれども、歌詞は非常に、ちょっと、めちゃくちゃなところがあつたのですけれども、でも、これまでで一番、私の心に届いた歌でした。私は英語も満足には話せませんし、心細さを感じていたのですけれども、遠い海外の地で聞いた日本の歌、それがどんなに心を豊かにさせてくれたことでしょうか。

芸術文化は、心を豊かにするものです。心が豊かというのは、幸せであるということだと思いました。その大事なことを彼から学ぶことができました。私は、今回の訪問で学んだことを町及び文化会館の芸術文化事業につなげ、心豊かなまちづくりに寄与してまいりたいと思います。今回、このような機会を与えてくださいましたことに感謝申し上げます。

以上で報告を終わりにします。

○議長（抜井尚男君） 室長、お願いします。

○秘書広報室長（佐久間文乃君） ありがとうございます。皆さんとこの報告について共有できたのがうれしく思います。職員も一緒に行かせていただいたことによって、いろいろな気づきと今のような感想が生まれてきたのかと思います。

お話の中で、姉妹都市提携の話があつたと思うのですけれども、今まで海外派遣とか、あとこちらのほうに来ていただいたホームステイ事業等々ありましたけれども、このような思いを、本当に長く持続的にやっていくために姉妹都市提携をしたいというふうに思いまして、本来、議会のほうに出さなくてもいいことにはなっているのですが、12月の議会に皆さんにお諮りしたいというふうには思っておりますので、よろしくをお願いします。

ちょっと、姉妹提携に関して、議案ですので、質問等々は受けられませんが、担当職員のほうからお話をさせていただきたいと思います。三田村のような気持ちを、若い、子供たちがいろいろ触れたり、また町の郷土を愛する気持ちになっていくためにはすばらしい事業かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、滝澤のほうから、よろしいでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 秘書広報担当主事。

○秘書広報室秘書広報担当主事（滝澤 司君） 秘書広報室秘書広報担当主事の滝澤と申します。私からは、今回、姉妹都市提携を結ばせていただきたい、その意義についてご説明をさせていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。

今回、マレーシアのペタリング・ジャヤ市と姉妹都市を締結したいというのは、芸術文化、そして教育の分野で交流を深めるためであります。三芳町第5次総合計画の「地域の国際化・国際親善」という項目の中では、住民の国際理解や国際感覚の醸成を図るために、国際交流活動をより活発にしていくということが課題として挙げられています。

まず、芸術文化についてですが、先日のマレーシア・フォークロアフェスティバルに派遣した竹間沢の里神楽を初めに、町には受け継がれるべき伝統芸能があります。総合計画の「文化財保護の推進」の中には、

伝統芸能等の民俗文化財の公開と後継者の育成支援を行っていくということがあり、家系や地域を通じた今までの伝承的な保存に加えまして、海外等に発信して存在を認知してもらう積極的な保存を行うことによって、より深い保存及び後継者の育成につながると考えております。姉妹都市提携を通じ、町の伝統芸能を発信していくことができる場を継続的に確保していければと考えております。

次に、教育についてですが、総合計画の「特色ある学校教育の推進」という項目の中に、グローバル化に対応する力を育む教育を推進するということがあります。既に町ではマレーシアのAPSSと中学生の相互海外派遣事業を行っておりますが、それを体験した生徒からは、将来は海外でも通用する仕事ができるような大人になりたいと、そういう声が上がっております。言うまでもなく、現代は国際競争の社会であり、三芳町で育つ子供たちを国際的に活躍できるようにする教育の提供という意味では、町の責任は重大であるとと考えております。今回の姉妹都市提携により、海外派遣事業に加え、例えばですが、教師の相互研修留学などを行うことが可能になると考えております。町の学校の英語教師をマレーシアの学校へ派遣することで、現地のネイティブな英語、また日本では学ぶことができないような文化を学び、町へ帰ってきた暁には、その経験を生徒に還元します。また、マレーシアの教師を町に呼ぶことで、生徒はネイティブな英語教育を受ける機会にもなると思います。こうした取り組みによって、英語になれ、興味を持ち、将来はグローバルな活躍をする人材に育つことが期待されます。

姉妹都市を締結するに当たっては、それまでの関係性というものが非常に重要でありまして、今回の目的を果たすために姉妹都市を締結できる自治体は、これまで交流を続けてきたペタリング・ジャヤ市のみだと考えております。以上のことから、ペタリング・ジャヤ市との姉妹都市提携について議決をいただければと思っております。

私からは以上です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

以上のような、マレーシア・フォークロアフェスティバルの参加報告についてでございました。

何か聞きたいこと、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、1番については閉じさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

（午前 9時55分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開いたします。

（午前 9時57分）

---

#### ◎上富地区・地下埋設物等に係る経過と今後の予定について

○議長（抜井尚男君） 協議事項の2番、上富地区・地下埋設物等に係る経過と今後の予定について。

最初に、自治安心課長、お願いいたします。

○自治安心課長（伊東正男君） おはようございます。

9月の議会で補正審議いただきまして、地下埋設物の探査につきましては、本日の午後から探査が1週間



ぐらいの日程で実施される予定になっております。自衛隊のほうも途中視察に来るというお話をさせていただいております。9月の議会審議を経て、この間、自衛隊の不発弾処理隊との協議を行いましたり、あるいは県警なども含めた大きな対策本部が設置されまして、当初と計画が変更されてきた部分がございますので、変更部分を中心にして経過報告を申し上げたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料に沿ひましてご説明をさせていただきます。1つ目で、9月議会以降の経過ということで、かいつまんでですけれども、9月22日に自衛隊との最初の協議を行っております。その後、9月中に庁舎内の体制をつくらなければいけませんので、会議が設置されております。

10月に入りまして、9月の自衛隊協議を経て、自衛隊から防護壁の提案を受けております。10月27日に第1回の地下埋設物等対策本部ということで、県警ですとか自衛隊も含めた本部が開催されております。

11月に入りまして、本日から、雨等がなければ1週間ぐらいの見込みで埋設物の探査が予定されております。

2番目でございますが、陸上自衛隊102不発弾処理隊の隊長と協議を行うことができましたので、その内容を、自衛隊のほうの見解と助言についてご説明申し上げます。(1)、想定される爆弾種なのですが、三芳町で発見された場合には、証言内容や周辺事例を考えると、米国製の250キロ不発弾で、それが98%の、これまでの事例でいうと確率で、それである可能性が高いというふうに言われました。ただ、それで、かつ、実は、離脱防止装置を備えた時限信管、正式には化学式長延期信管と呼ぶそうですが、それを備えたものである可能性が高いということで、この時限信管は大変デリケートな構造を持った信管でございまして、衝撃を与えないように処理をする必要があると、衝撃によりましてはカウントダウンがそこから始まるという可能性があるというふうに聞いております。

(2)、発掘及び処理方法ということで、先ほど申し上げましたようなデリケートな信管を備えているということで、発掘に際しても危険を伴うというふうなことで、この際も、発掘の際も、処理日だけでなく、発掘の際も危険があるということで、住民避難が適当であるというアドバイスを受けております。不発弾というふうに識別された後は、これが時限信管であるということであれば、すぐに埋め戻して、防護措置を行って、6日間は何かあると爆発する可能性もあるということでございますので、6日間以上離れた日程でその後の処理を行うというふうに言われております。

処理の方法ですが、(1)に書いてあります、慎重な扱いを要する信管であった場合には、信管の除去や移動は避けるべきであると。このため、現地爆破を基本とした対策、この場合には通常よりも強固な防護壁を築造する必要があるということでアドバイスを受けております、を進めると、が必要であろうというふうに見解と助言をいただいているところでございます。

自衛隊のほうからは、これに基づきまして、我々のほうで行う設計のもととなる防護壁の、このような形という提案を受けているところでございます。それについては、後ほど説明を申し上げます。

3番で、発掘、処理の予定日時でございます。以降、地下埋設物対策本部会議が10月に開かれております、その計画案から抜粋してご説明を申し上げます。要点だけになっておりますが、ご容赦ください。ほかの内容につきましては、基本的には8月の全員協議会で説明した内容とほぼ同じ内容というふうにご理解をいただければと思ひます。

発掘、処理の予定日時でございますが、自衛隊の技術的な助言に基づきまして、警戒を要する作業日時を、通常は1回なのですけれども、1日なのですけれども、2日間設定するという事で、発掘及び識別の日が平成30年2月18日、日曜日、9時半から判定及び防護完了が行われるまでと、防護完了されるまでということでございます。

きょうの説明につきましては、基本的には、一番可能性が高い、98%の確率で可能性が、埋設が検知された場合に可能性が高い、98%の確率のほうの250キロ不発弾で、かつ時限信管であるという想定の中での説明となります。括弧書きで、万が一1トン爆弾だった場合ということを書いてある、記述もございますので、お含みおきいただければと思います。

処理の日程につきましては、平成30年3月11日、この間、3週間をあけてございます。3週間というのは、時限式でなかった場合は、現地爆破ではなくて、通常の除去、信管除去という方法に切りかえることが十分に考えられますので、その場合には潤滑油の注入作業を3週間の間、自衛隊のほうで行うということになりますので、信管が抜けやすいようにということになりますので、その場合も考慮いたしまして、3週間の間をあけてあります。時限信管の場合には、先ほど申し上げました、6日以上あけた日程で処理を行うというふうなアドバイスを受けております。ですので、長いほうの日程であります3週間を確保してございます。

次のページでございます。4番につきましては、説明済みの内容でございますので、一応、250キロ、時限信管の場合は300メートルの警戒区域の設定ということになります。

5番の不発弾の発掘、防護壁築造及び処理方法でございます。先ほど自衛隊からの助言に基づく内容で記述させていただきました。掘削、発掘、防護壁築造、建設工事業者、通常の建設工事業者が掘削と並行して、不発弾位置から高さ11メートル、半径11メートルの防護壁、ライナープレートと大型土のうによってこれを築造する必要があるということでございます。

添付資料参照ということで、一番最後のほうのページをごらんいただければと、図面をごらんいただければと思います。A3判の7ページについては、敷地、その周辺部分の平面図になります。図面の右側のほうに、鉄板を敷き詰めまして、仮囲いを行いまして、中央にある円で描いた真ん中が想定される不発弾の位置ということになりますので、こうした形で、機械のようなものがあります。これは、ユンボですとか大型のクレーンでございます。

右側のほうの図面、8ページのほうでは、これの立面図になります。真ん中に、ライナープレートが縦に埋め込まれることになります。一番下のほうに釜場とあるあたりが、不発弾の位置があります。ここから上に向かって、自衛隊のほうでは、現地爆破を想定して、11メートルのライナープレートを設置する必要があるという助言をいただいております。これの中心から左右、全体、周辺、周囲に向かって半径11メートルになるように、大型の土のう、1トンの土のうですけれども、これを周囲に設置するという事で助言をいただいたところでございます。現地爆破に耐え得る構造ということで助言をいただいた内容でございます。

最後のページは、1トン土のう、千鳥の形に積んでいくことになると思います。計算いたしますと、7段階に積んでいくということになるのかなと。これは、町の技師のほうで、自衛隊からの助言をもとにして仮に設計をしたものでございます。ただ、あくまでこれは埋設されている位置が地下4メートルで検知された場合という想定で設計されておりますので、深度が異なる場合、それに対応するような若干の設計の修正が必要になってくるものというふうに考えます。

資料に戻っていただければと思います。2ページ、途中からになります。5番の(1)、今申し上げましたような、ライナープレート及び大型土のうで強固な防護壁を築造していくことになると。掘削の最終段階におきましては、通常は行わないのですが、自衛隊が手掘り作業で、慎重な作業ということで、自衛隊がみずから発掘をして信管識別を行うということになっております。自衛隊が時限信管というふうに識別をした場合には、プレート内、先ほどのライナープレートの中も大型土のうで埋め戻しを行って、不発弾処理の日程まで強固な防護措置を施しておくということでございます。このことによりまして、その間、仮に作動、処理の間で仮に、万が一作動してしまった場合でも、周辺への影響というのは極めて、極減をされるというふうに聞いております。防護措置を施した不発弾の周辺につきましては、処理作業が行われる日程まで24時間体制で警備を町のほうで行うということになります。

(2)で、不発弾処理の方法ですけれども、時限信管では、先ほど申し上げましたように、信管の除去や移動は危険とされているため、(1)の強固な防護措置を施した状態で、自衛隊により現地爆破処分を実施するという事です。1回埋め戻したものをもう一回、土のうを全部、ライナープレートの中から出します。出して、そこに爆破装置を自衛隊のほうでつけてまして、もう一度埋め戻して爆破措置を行うというふうに聞いております。したがって、現地爆破の場合にはライナープレートの一番上まで、てっぺんまで大型土のうが積み上げられていく形になりますので、現地爆破についても被害というのはかなり、極減されるということでございます。

6番の現地対策本部、避難所、その他の交通規制等については、ご説明申し上げた内容と基本的には変わっておりませんので、割愛させていただきます。

8の概算処理費用の経費は、先ほど申し上げました、不発弾、埋設物が発見される深さ、深度によりまして工事内容が異なってくる部分がございますけれども、ざっくりとした、総額でいいますと、処理費用で、自衛隊のアドバイスのもとに設計いたしますと、7,000万円程度かかるというふうに、現在積み上げた数字になっております。これによりまして、国庫補助の対象が5,600万に処理経費としては上ります。国庫補助につきましては、もう既に10月末に申請を済んでおりまして、数日前に決定通知をいただいております。

処理経費が当初の予定よりも膨らんできた理由といたしましては、申し上げましたとおり、①としまして、現地爆破を想定した防護壁の強化、ライナープレート、通常であれば6メートルでよかったものが11メートルというアドバイスをいただいているということ、大型土のうでいえば、通常であれば100袋、200袋のレベルであるものが、十数倍の、10倍程度の土のうが必要になってくるということでございます。

それと、これは町の単独経費の分になってまいります。発掘時と処理時に2回の避難が必要になるということで、町の持ち出しの経費についても当初よりも上がってきたというふうに考えております。上げていく必要が生じているということでございます。

いずれにしても、これらは探査で反応があった場合ということになります。探査はまだ、きょうからでございますので、それによって、タイトな日程の中で計画が変更されていく見込みがございます。

9番で、今後の予定でございます。探査の結果、埋設物が確認された場合でございます。今後の予定についても、基本的に250キロ爆弾を中心に記述をしてございます。12月の議会で、探査結果によりまして、追加議案のような形でお願いすることになることも想定をしているところでございます。最初の議案の送付間に合わない可能性が高くなっております。9月の補正のときには盛り込まれなかった分として、町の単独

経費の部分で、警備関係ですとか避難所関係、設営経費、交通の規制経費などを盛り込んで、審議をお願いすることになるのではないかと思います。また、国庫補助の対象経費で、先ほど申し上げました防護壁の増強分、増額補正をお願いすることになるかなというふうに考えております。

(2) としまして、もし工事の内容が、5,000万を超えるような工事にならざるを得ないという場合には、契約議案の審議もお願いすることになるかなということを考えております。総務課ですとか財務課ですとか、ほかの担当課とも十分な協議を進めながらというふうに考えております。現在も相談をしながら進めているところでございます。

探査の結果で、不発弾の対策本部、2回目が開催されて、自衛隊のほうからのお話で、2月18日の発掘ということになりますと、これまで想定していた、最初の全協で説明申しました、3月の下旬ぐらいの日程で不発弾処理というふうなお話をさせていただいておりましたが、それが1カ月以上前倒しになるということ、そして強固な防護壁を築造するというので、土のうの作製が一番、今ネックになっておまして、速やかにこれに着手しないと、2月の自衛隊の作業に間に合わないという事態が起こってきております。極めてタイトなスケジュールの中で進める必要があるということだけ、ご説明をさせていただきます。

30年、年が明けまして、1月に地区に対しての説明が始まります。土のうの作製と並行いたしまして、掘削工事、防護壁の築造工事が開始となります。

2月になりまして、2月18日に最初の住民避難、1回目の住民避難を行った上で、埋設物の発掘、不発弾判定、防護措置を施すという形になると思います。報道発表はこの時点で考えております。この時点では、自衛隊のほうでは不発弾というふうに断定をしていないので、不発弾という言葉は使いませんよという話をされますので、ここまでは地区住民への周知にとどめたいというふうに考えておりますので、議員の皆様におかれましてはご理解をお願いできればというふうに思います。

3月に入りまして、3月11日、不発弾処理となりますので、現地爆破、住民避難の2回目が実施されるというスケジュールの中で現在は考えております。

ライナープレートのイメージは前にも、次のページ、お示ししてございますけれども、写真で、これは他の事例です。あくまで高さが5メートル程度のものの写真でございます。

6ページは、先日の対策本部で確認されました業務分担の一覧でございます。

次の6ページの見開きの地図につきましては、9月以降、300メートル、250キロ爆弾でというふうに想定いたしまして、300メートルの範囲に限定した場合の住家ですとか事業所をお示したものでございます。住家、人家については、あくまで住民登録上では56世帯程度になるかなというふうに考えております。登録されていないで住まわれている方もいらっしゃるかもしれませんので、シラミ潰しにチェックしていかなければならないと思っております。それが、黒で塗り潰したのが通常の住民世帯でございます。斜線になっているものが事業所でございます。21事業所程度があるというふうに考えております。これも、やはり実際の現場に当たりませんと、この数でいいかどうかは確認できませんので、探査の結果を見て対策を講じていく必要になってくると思います。こうした世帯への周知については、避難誘導部という町の組織のほうで対応することになってまいります。チームを組んで、行政区とも連携しながら、一軒一軒、当たっていくことになるかなというふうに考えております。住家と事業所が兼用であったり、あるいは2世帯で、軒数は1軒だったりするところもございまして、この数字だけ、ちょっとひとり歩きしてしまうと、ちょっと間違い

が起ってきやすいかなと思いますが、おおむねの数として、両方合わせますと70軒、80軒かなというふうにご理解を今のところいただければと思います。事業所と住民家屋を合わせて、70軒から80軒程度かなというふうに考えております。

大変長くなりましたが、こちらからの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長からのご説明でございました。

埋設物等に係る経過と今後の予定について、何かご質問、聞き漏らしたような点がございましたら、挙手をもってお願いたします。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。おはようございます。

ちょっと済みません、1つ聞き漏らしたというか、もう一度お話をお願いしたいのですが、8番の概算処理経費の中で、先ほどライナープレートが6メートル、本来であればというか、通常6メートル、大型土のうのほうは100袋から200袋で済むというところが、今回、11メートルの1,650ですか、というお話があったと思うのですが、もう一度ここのご説明をお願いできればと思います。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えいたします。

通常ですと6メートルというのは、沖縄ですとか、そちらのほうが大分こうしたものが進んでおりまして、基準がつくられております。通常、信管を除去する、離脱するという形でいいますと、6メートルのライナープレート、高さ、不発弾の埋設位置から上に向かって6メートルのライナープレートと、それに見合った地上部の土のうの積み上げで、基準としてはできております。この近辺、関東近郊でもその基準を運用して通常は行われているということでございますが、102不発弾処理隊のほうから、今回の事案の処理に当たっての助言といたしましては、現地爆破を想定するとさらに強固なものを築造する必要があるということで、高さが不発弾位置から上に対して11メートル、半径11メートルに達する、土のうを含めた防護壁の築造が必要になるというふうに聞いたところでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 済みません、102不発弾ですか、というのがちょっとよく、私、爆弾のこととかよくわからないので、あれなのですか。これって、その基準で示されているというか、あれはまた今回のものとは違うもので基準になっているということなのですか。ちょっと、その辺がよくわからないのですが。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えします。

基準と申し上げましたのは、102不発弾処理隊のほうからのお話によりますと、沖縄のほうで、沖縄のほうは101処理隊でしたか、そちらのほうでの基準ということでお話をいただいております。今回の場合につきましては、それをこの近隣では運用しているにすぎないという話でございまして、大きく違うのは、探査から始めるということで、自衛隊のほうとしては、周辺への被害ですとか、自衛隊、中に入る処理のメンバーもそうなのですから、周辺への被害を最小化するために、不発弾処理隊のほうではこうした防護措置

を行っていただきたいということでございます。このことによりまして、自衛隊の命の危険の問題もござい  
ますけれども、現地爆破という想定の中で進められればそうした被害の最小化ができるということで、防護  
壁の提案が、102不発弾処理隊のほうからはこのような提案があったということでございます。あくまでも、  
先ほど6メートルと申し上げましたのは、沖縄の基準でつくられたものを全国的に運用しているところが多  
いというだけのことでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 済みません、ちょっと、時間があれなのに。

爆弾の、では種類が違うというわけではなく、あくまでも沖縄の基準でこれがつくられているものなので、  
ほかでもこういう爆発の処理とかをする場合は、ほかではやはりライナープレート6メートルだとか、土  
のうも100袋から200袋ぐらいで、処理した例があるかどうかはわからないのですけれども、そのような、こ  
の基準で対応しているようなところもあるということなのですか。それでも、ほかがもしそれでやっている  
のであれば、この基準の6メーター、200袋ぐらいでも可能は可能なのですか。ということになると、かな  
りこれは、大型土のうなんか8倍、15倍というか、そのぐらいから、8倍ですか、ぐらいの数を用意する  
ことになると思うのですけれども、そこまで用意、それは安全に安全を期しての話だと思うのですけれども、  
ほかがもしそういった例があるのであれば、そのちょっと違いというのがわからないので、お願いできれ  
ばと。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） まず、一番大きな点は、先ほども触れましたが、三芳の場合には探査から  
始めるということで、通常は工事現場で発掘されてしまうということで、極めて余裕がないということの中  
で、最小限の防護壁の中で処理をしているというふうに考えられます、という話でございます。自衛隊のほ  
うでは、102としましては、基本的にはこういう形での、特に現地爆破ということを考えますと、上に1ト  
ン土のうを全部積み上げていきますので、それも考慮いたしますと、こうした対策がベストであるという点  
を、提案をいただいているということでございます。

高さを高くとることによりまして、あるいは幅を広くとることによりまして被害が極減されるという、こ  
れは研究の成果で、私どものほうでもわかっていることでございます。では、これを少なくできるか、高さ  
を少なくできるかということにつきましては、自衛隊のほうではこのように言っております。私どもは決定  
権はありませんということで、技術的な助言はしますが、最終的には自治体で判断してくださいというふう  
に言われておりますので、町といたしましては、周辺への被害も含めまして、安全策で、自衛隊の提案で進  
めていきたい、金額的にはかかるということで、非常に心苦しい、厳しい提案というふうに受けとめており  
ますけれども、自衛隊の102不発弾処理隊の経験上の提案で進めていきたいというふうに考えているところ  
でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

埋設物の探査のほうで、きょうから約1週間、10日間ということで見えていますけれども、この結果という

のは議会のほうにはどのようにしていくのかというのと、それから業者がもう決まっていると思うので、どこの業者になったのか。

最後に、6ページのところに、地図のところに②と書いてあるのですけれども、これは何か意味があるのかどうか、その3点。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 探査の結果につきましては、できるだけ速やかに議会のほうにご報告したいと思います。あった場合、なかった場合を含めまして、ご報告したいと思います。

それから、業者名を言っていないのだけ。申し上げます。ほとんどの、多くの自治体で探査を手がけているところでございまして、全国的に。日本物理探査というところで、入札手続を経まして、きょうからの実施ということになります。

それから、地図の②ですけれども、これは、ごめんなさい、事務的なところでメモをしたものだったのですけれども、1つの家屋の中に2世帯、住基上、住民基本台帳上2世帯になっているところをメモをしてあるにすぎません。ちょっと、不思議な数字で書いてあって申しわけございません。紛らわしくて申しわけございません。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

2番目の質問ですけれども、業者名ですけれども、日本物理探査というのは前にも聞きました。私のほうで、ごめんなさいね、これを処理するのに建設工事業者というのが入ってくるのかなと思ったものですから、町内の業者か何かがやっていくのかなと思ったものですから、その辺についてもう一回、それは今のところないということでもいいのですか。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えいたします。

工事、掘削、防護壁の築造、埋め戻しまでは一連の工事でございます。この工事につきましては、あった場合、12月の議会審議に付して、審議をお願いすると。その後の契約ということになりますが、先ほど申し上げましたように、契約担当のほうとも相談しておりますが、極めてタイトなスケジュールの中でこれを行うということで、多くの自治体では、市内であったり、通常の建設業者で行っているところが多いということでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、探査のほうはわかるのです。そういった、何社もあるわけではないので、それはわかるのですけれども、今言った工事のほうなのですから、工事のほうは、そうしたら、今はどこの会社がやっていくかわからない、それは12月に決めていくということよろしいのですか。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） はい、そのとおりでございます。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今の探査の結果を速やかに議会に報告していただくということなのですけれども、その件で、もしなかった場合というのは安全宣言というのは出るのですか。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えいたします。

基本的にまだ地域に対しても何らの宣言を行っているところではございませんので、一部の関係者に対して、現在では探査を行うという話をして、今はまだ探査物があるかどうかもわからない、それが不発弾かどうかもわからないということでございますので、ただ、本部は設置されておりますので、何らかのメッセージを出す必要はあるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

何らかのメッセージというのですけれども、町としてやっていることに対してはしっかりとした回答というのは必要だと思うのです。周りに言っていないから、出さなくていいという問題ではないと思うのです。知っている人もちゃんといるので、ここには探査の結果、ありませんでしたとか、あったけれども、不発弾ではありませんでしたとか、そういったことのちゃんとした報告というのはいただきたいと思うのですけれども、いかがなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 議員さんおっしゃるのはごもっともでございます。不安を抱えていらっしゃる方も多いということもございますので、きちんとした報告をしたいと思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

まず、1ページの3の（1）のところに、1トン爆弾の場合不要となる可能性ありと、98%の確率で250キロということなのですが、2%、可能性はあるとして。この不要となるというのは、発掘及び識別、全部が不要となるというのはちょっと変な話で、識別しない限り、1トンかどうかわかりませんよね。何でここで1トンの場合不要になるって、何が不要になるのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えいたします。

ちょっと記述の内容がわかりづらい、不十分で申しわけございません。判定、識別は必ず必要になりますが、この日程で住民避難をして、行う必要がなくなる可能性があるということでございますので、処理の日だけで済む可能性があるのと、住民避難は、警戒を要する日程が1回で済む可能性が高くなっていくということでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ちょっと理解できないのですが、1トンだと250キロより当然大きい爆弾ですよ。



そうすると、発掘、識別すると、避難のときは1回で済むということは、発掘、識別して、1トンだったら、直ちにその場で爆破するという手順になるのでしょうか。ちょっと、そこは理解できない。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えします。

さまざまな研究成果ですとか周辺の事例、自衛隊のアドバイスによりますと、1トンで時限式ということは極めて考えづらいと、周辺事例からないということでございますので、その場合は通常の信管除去という方法で事足りるということになってまいりますので、そういたしますと、発掘、識別については住民避難を要しないと、先ほど申し上げたとおりでございます。2%という枠でございますけれども、1トンの場合は、避難距離については拡大することになると思います。500メートルですとか、そういうことになると思いますが、センシティブな、デリケートな信管ではないということでございますので、避難は1回で済むという可能性が高くなるということでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） まとめますと、発掘、識別はとにかくすると、1トンの場合には時限式でない可能性が極めて高いので、恐らくはその場で信管を抜き取って、あとは、信管を抜き取ってしまえばただの鉄の塊になりますから、クレーンで搬出するので、住民の避難は1回で済むということによろしいですね。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 基本的には、議員さんおっしゃるとおりでございます。

ただ、識別されて、通常、3週間程度、油を注入したりして、潤滑で、抜きやすい状態をつくるのに3週間ほど必要になるということでございますので、発掘する日は住民避難が必要になる、自衛隊のほうでは、この日で、何も日曜日でなくてもその場合はいいのではないかと、住民避難が必要ないということでございますので、任意の日で設定して、3週間以上あけて3月11日ということで、潤滑油を差す作業はその間にやはり生じますので、処理日というのは3月11日の設定どおりに行う、処理の方法は爆破処理から信管除去というふうに変わってまいります。あとは議員さんのご指摘のとおりでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） もう一点、ライナーなのですが、防護壁、これがどの時点で設置するのかがちょっとよく見えなかったのですが、発掘のとき、これは自衛隊員が手で発掘するということで始まるわけですね。その時点にはもう既に防護壁はできているのか、それとも、その時点ではまだ防護壁はつくられていなくて、発掘をした後、防護壁が作製されるのか、ちょっと防護壁の作製タイミング、これも多分、不発弾があるという前提の上で、どの時点になるかお願いします。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えいたします。

5の（1）の最初のほうに書いてあるとおり、掘削と並行して防護壁、ライナープレートを埋め込んでいくことになると思います。その手法については、今、自衛隊のほうとも相談しながら、恐らく自衛隊のほうから、建設業者のほうが決まりましたら、そちらのほうにアドバイスがされると思いますが、基本的に自衛隊が発掘する、最後の手掘り作業で発掘する段階では、ライナープレートはもう積み上がっている、でき上

がっているという状態でございます。それができておりませんと、自衛隊の作業ができないということでございます。というのは、自衛隊が作業をする時点で危険を伴いますので、その前には防護壁が完全にでき上がっている状態、そこに、自衛隊が中に入って、最後の一掘り、1メートル程度、その部分だけ掘って、確認して、すぐに土のうで埋め尽くすということでございますので、そのためにはぎりぎりまでといいますか、その作業が全て完了しているという中でないと自衛隊は作業をしないというふうに聞いておりますので、そのようにご理解をお願いできればと思います。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） あと、先ほど防護壁の高さ、6メートル、11メートルがありましたが、やはり人命あるいは周辺への被害をできるだけ少なくするために、やはり自衛隊のアドバイスをきちっと聞いて、最終的には自治体判断となると思うのですが、恐らく、11メートルにすると言って、次に修正をまた出すような話はないと思いますので、そこは万全の態勢をとっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、閉じさせていただきます。

暫時休憩いたします。

（午前10時41分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開いたします。

（午前10時43分）

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（抜井尚男君） 続きまして、4番の報告事項でございます。

まず最初に、議会広報広聴常任委員会から報告をお願いします。

委員長。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 安澤です。

議会広報広聴常任委員会から報告1件です。12月定例会のチラシの件でございますが、各議員50枚のチラシを27日にご用意いたします。なお、チラシの追加の方がいらっしゃいましたら、100枚までご用意いたします。印刷の関係上、24日までに追加の方は事務局に申し出てください。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 広報広聴常任委員会からは以上でございますが、何かご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、次に行きます。

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（抜井尚男君） 続きまして、2番、議会運営委員会から報告です。

委員長、お願いします。

○議会運営委員長（小松伸介君） 小松です。私のほうからは、今お手元のほうにお配りをさせていただきましたけれども、議会運営委員会の検討課題に対する審議結果の報告について報告をさせていただきます。

まず1つ目、町長の施政方針に対する質問についてということで、ここにも記載させていただきましたけれども、ルールの徹底や一括質問の基本条例との整合性、また代表質問となるので、無党派の方への対応等を鑑みまして、今後は行わないということで決定をさせていただきました。

また、2つ目の夜間議会につきましては、ユーチューブで一般質問の録画配信をこの3月から開始をしました。そういったことを鑑みまして、来年度、平成30年度から夜間議会は行わないということで決定をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 議会運営委員会からは2件の報告でございます。

何かご質問、ご意見ございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

2番の夜間議会についてなのですが、今後は行わないということで、大変残念だなという思いがいたしますが、議運の決定ということなので、これは尊重しないといけないのかなとは思いますが、

ただ、我々もやってきた中で、住民にもやはり聞かれた場合に理由等を説明しないといけないということになると思うので、幾つか、ちょっとお聞きしたいのが、これですと、ユーチューブで一般質問の録画配信をしたということで廃止になったということなのですが、それによって夜間議会の役割はもう果たしたとお考えなのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） ありがとうございます。

平成20年から夜間議会がスタートいたしまして、当時の状況と大分、今の状況と変わってきているのかなというところもございます。また、ユーチューブ等で、夜間議会がスタートした際には、そういった、平日の議会に来られないような方が来られる機会をふやそうということで、議会改革の一環として始まったというふうに理解しております。そういったところで、こういったユーチューブでの一般質問の録画配信、夜間議会は一般質問が対象となっておりますので、こういったところで録画配信して、皆様に見ていただく機会がふえた、またDVD等の貸し出しも行っている、こういったことが、いろんなそういったことが始まったことを考えると、夜間議会でなくても、そういったことで議会の様子に触れる機会があるのではないかと思います。ということで、こういった決定になった次第でございます。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

基本的に、傍聴する、議会に関心を持って見ていただくという、いろんな機会というのはふやしたほうが良いとは思いますが、ただ、その中で、ネット配信だけが全てではないというのがあるのですが、その前に、今回の9月定例会で傍聴された方からは、夜間議会は仕事が終わってから傍聴できるので、良いと思う、これは40歳、男性の方です。ほかには、夜間議会のPRをもっとしたほうが良い、これは60代の女性の方です。こういった意見がある中で、ここですぐにやめてしまうというのはどうかと思うのですが、こういったご意

見に対してはどのような検討をされたのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） そういった意見については、20年からやってきて、傍聴者の推移も確認をさせていただきまして、委員会の中でですけれども、中では、一般質問に来ていただく方の顔ぶれではないですけれども、見てみますと、別に夜間でなくても、普通の、通常の議会の日程の中で来ていただけるような方が大変多いのではないかなというような意見がございました。今の菊地議員からおっしゃっていただいた件等については、審議はしていない状況でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

来る人が、昼でも夜でも来るから、夜間をやめてしまおうというのはどうかなとは思いますが。ただ、あと、こういった意見があるというのは審議していないということですが、こういった意見を本来審議、ちゃんとすべきだと思うのですが、もししていたら結果は変わっていたのですか。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） 審議していたらということなのですから、各会派のほうにこれは持ち帰っていただきまして、会派の中で十分検討していただいた結果を委員会の中で意見を発言していただいて、皆様のご意見をいただいて決定をさせていただいたことなので、それがあつたから審議結果が変わったというところはちょっと私にはわかりません。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今、会派で持ち帰って話をしたということですが、申しわけありませんが、我々、三芳みらいでは一切そういった話はありませんでした。なので、会派の意見というのはまとめておりません。これは会派の問題だと思しますので、議運の問題ではないということは理解した上でなのですが、本来、こういったことに関してはもっと、広報にもかかわる部分なので、広報の意見というのもできれば参考にしてほしかったなと思う中ですが、終わってしまったということで、ちょっと次の質問ですけれども、ネット配信をしているからということですが、まずそのネット配信、そもそも今の段階ではあくまで暫定運用なのです。本格運用ではないといった中で、あえて先行して夜間議会をやめてしまうことの意義というのが伝わってこないのですけれども、なぜ暫定運用の中でやめてしまうのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） ネット中継に関しましては、今、これから議会運営委員会の中で審議をさせていただくことにもなっております。ただ、今ユーチューブ等で、これは録画配信なので、ライブ中継ではないのですけれども、それで住民の皆様への開かれた議会ということが達成をされるのかということに関しては、これから議会運営委員会の中で審議をしていくことになろうかと思っております。

ただ、夜間議会については、職員の方への負担も大変大きいのではないかなといった意見も委員会の中では出まして、また夜間議会でもなかなか、先ほどPRといったお話もありましたけれども、この9年間続けて

いく中で、傍聴者の推移を見てもなかなかふえていかないというところも鑑みると、果たして費用対効果の面で、効果が上がっているのかというところ、そういったご意見も委員会の中ではありまして、そういったところでこの決定に至ったということでございます。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

参加者がふえないから、それではやめてしまおうというのはどうなのか、そうしたら、そういうことは執行部にはもう言えなくなってしまうのではないかなというふうに思います。ふやすためにどうしたらいいのかというのはもっと徹底的に検討すべきなのではないのかなと思うのですが、それは委員会の中でやっていただければと思うのですけれども。

ネット配信について、議運でもこれから協議するという今説明があったのですが、ネット配信の何を議運で協議されるのでしょうか。所管は広報広聴なのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） 今、済みません、資料を置いてきてしまったのですけれども。

では、済みません、副委員長のほうから。

○議長（抜井尚男君） 副委員長。

○議会運営副委員長（山口正史君） 議運では、以前に決定したことで、ネット配信が開始するまでは議運の管轄でやると、配信が開始、これはライブです、ライブが開始された後は、その運用に関して等は広報広聴で行うということが決まっていますので、ただ、これはあくまでもライブ配信の予算どりができないと、これは話が何も進まないということなので、ライブ配信が、予算がとれた段階ではスタートをかけるのは議運で、その後は広報広聴というふうに認識しています。

もう一つ、ちょっと、先ほど委員長、申しわけないですけれども、夜間議会のやめる件に関して、会派に持ち帰ってって、私、記憶がないのです。その後に関しては全部会派持ち帰りで行っていますから、例えば……。ですから、もし、その後は必ず、会派持ち帰りに関しては、無会派の方がいらっしゃいますから、そこに関してもきちっと伝達して、意見を聴取するという形を今とっていると思うのです。ちょっと、その感覚、私の思い違いかもしれませんけれども、ちょっとそこが違っていたので。

ネット中継に関しては、そういう形で進めていくということが前から決まっていますので、多分そういう形、それ以外に、ライブ中継の暫定運用に関しては、私が広報広聴のときに委員長だったときに議長から話がありまして、それで決めていますので、もしこれを拡張するような話であれば、再度広報広聴のほうでやっていただいて、議運はあくまでもライブ中継のスタートまでの段階を検討していくという形になろうかと思えます。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

議運の中の話は議運の中でやっていただきたいと思いますが、所管としましては、ネット配信の要項をつくるのが議運であって、それ以降は広報広聴で行う。そして、委員会条例でも、広報広聴の所管する事項に関しては、3番目にインターネットを利用した情報発信、これは条例で決まっています。なので、所管がちゃんと決まっている中で、議運がやる必要はないというふうに考えます。これは条例違反ともなりかね

ないので、所管のすみ分けはしっかりしていただきたいというふうに思います。

それと、それだけではなくて……。まず、ではその件についてお願いします。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） 今ご指摘いただいたことを委員会の中で検討していきたいといます。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員に申し上げます。

私も同席をしておりまして、その辺は私のほうでも整理をさせていただいて、またしっかりと議運の委員長とも協議をさせていただきますので、その辺、ご理解をいただければというふうに思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） ということは、しないということでしょうか。

○議長（抜井尚男君） いや、しないのではなくて、そういうことがもし抜けているのであれば、改めてきちっと協議をしないといけないので、私のほうでも議運の委員長とまた話をさせていただきながら、議運でも協議をさせていただきますのでということをお願いしました。よろしいですか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） あくまでも所管は守っていただきたい、これが当然、ルールですので、当たり前のことだと思います。

ただ、もう一つ、それで、今、夜間議会のほうに戻りますけれども、あくまでこっちなので。こちらをやめてしまう、先ほどもあったように、ライブ中継をやっていないというのは皆さんご存じです。その場で見たいといっても見られないということについて、本来、ライブ中継もやった中でこういった議論があってもいいのかなと思うのですけれども、早目に見たいという方にとっては、見る機会を奪ってしまう、なくなってしまうということにつながりかねないというふうに思います。その分の住民の損失というのも考えられると思うのです。実際、夜間だから来るという住民の方もアンケートからは見てとれます。ちょっと早計なのではないのかなと思うのですけれども、ライブ配信をやった中でこういった議論はなぜ待てなかったのか。あくまで、これだと、配信をしたからやめますというのですけれども、ネット配信というのが本格運用になって、しっかりできる、安定的に運用できるようになってから検討すべきだったのではないのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） 菊地議員がおっしゃられることはよくわかるわけなのですけれども、ただ、この件について委員会の中で検討した際には、そういった意見は残念ながら、ちょっと出てこなかったという状況でございまして、タイムリーな形で見る機会が、確かにそういったほうが大事だなというふうには思うわけなのですけれども、委員会の中では、録画配信をしているのであれば、職員等の負担を考えると、先ほども申しあげましたけれども、費用対効果を考えた際にはどうなのかというような意見がございまして、委員の皆様からはそのような意見が幾つか出まして、こういった決定に至ったということでございます。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

職員の負担ですけれども、町長側からは、夜間議会、休日議会ともそれほど負担にはなっていないという文書での回答もあります。そういったことも、本来、ちゃんとある中で負担だというのは、こちらから言うのはどうなのかなと思うのですけれども、なぜ負担だと考えたのですか。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） 負担についても具体的に議論したわけではないので、私の推測の部分が、発言になってしまうのですけれども、やはり、夜間、6時から9時という時間帯に夜間議会を開催するに当たって、職員の皆様は時間外でお仕事をされる、また課長、町長、三役にとっては、そういった時間外勤務手当みたいなものはないのかもしれないのですけれども、やはり6時から9時というところに、通常の時間ではないところに出勤というか、お仕事で来ていただくというのは、やはりそれは負担ではないかというふうに私自身は感じる部分であります。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私も、夜間議会の廃止については非常に問題ありと思います。理由は、今、菊地議員が質問の部分で議論されたところなので、それは繰り返しませんけれども、私自身、初めて議会を傍聴したというのは夜間議会でありましたし、それは昼間働いていたからなのですけれども。ユーチューブという、そういう手段が今回できたからといって、でも、ユーチューブを見るのと直接議会を見るのとでは、それはまた、全く別のものであると思いますし、またインターネットを見られない方もおります。開かれた議会として、議会を知る手段を広げるならわかるのですけれども、1つの手段ができたから、一方は閉じてしまうというのは、これはまた問題ではないかなと私は思います。

先ほど委員長が、職員の負担とか、そういうことをおっしゃいましたけれども、夜間議会を中止するというのではなく、例えばですけれども、夜間議会、3人質問するところを2人にして時間を短くするとか、何かほかに改善をしようという、そういう議論はなくして中止という方向になったのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） 3人から2人といった、そういった夜間議会の内容を変更しようという議論はありませんでした。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

やはり、先ほど菊地議員からも夜間議会を傍聴してのアンケートのご意見がありましたけれども、そんなに人数が、夜間議会をやることによってそんなに多く人数がふえたということはなかったかもしれませんが、でも、それによって議会を見られるようになった人もいるとは思いますが。そういった住民の声、今後やはり夜間議会はやってほしいという、そういう住民の声が幾つも上がるようなことがあれば、また再度検討するという、そういう、今回で中止ということではなくて、そのような道を残すということは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） ネット中継という話も先ほどからありまして、またネットが見られない方に関しては、図書館、また議会事務局等でDVDの貸し出しも行っている、そういったところも委員会の

中では意見としては出ました。これから、この決定に関しては、この委員会の中での決定とさせていただいておりますので、もし改選、構成が変わった際に、また夜間議会の必要性が出てくるのであれば、それはそのとき、その議運の中で話していただければいい話なのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今期の議運での決定ということですが、次の議運でまたそういう話があればということも、もちろんそれはあるでしょうけれども、今期に限っては決定ということで、住民の皆さんの声が上がっても、やはり復活ということはないということ、今期に限っては、ないということでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） 今期に限ってはどうか、来年の、平成30年、ことは行いましたので、来年度は行わないということで決定をさせていただきました。住民から声がというところは、一応、これは2年間の委員会の中でのスケジュールの中で決定をさせていただきましたので、議長等の諮問があればまた議論の必要はあるのかもしれませんが、とりあえずはそのスケジュールの中でやらせていただいておりますので、この件に関しては以上とさせていただきます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 1点、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、議会運営委員会の検討課題に対する審議結果報告ということで、これまでも議会改革等を行ってきたときに、議運でいろいろ決め事があった後の全員協議会で報告をするという形をとってきました。その報告をもって全議員に共有化を図るというのが普通だったかなというふうに思うのですけれども、その辺について、今の議長、どうしてお考えでございましょうか。

○議長（抜井尚男君） 私の考えをということでよろしいですか。

基本的には、議会運営に関することを議会運営委員会で決定をさせていただいております。今、いろいろな議論の中でもありましたけれども、その場合には、議運で協議をする際には、やはり、基本的には会派の意見をまとめていただいて、会派の意見を持ち寄った中で決めていくというのが基本の考え方だと思います。基本的に、全員協議会で改めて協議をするというものではなくて、運営に関する決定は議運で基本的にするものかなというふうに思っています。ただ、今回の場合ですと、そのような結果を報告したところ、異論もあったということはやはり考慮はしなくてはいけないかなというふうには思っていますので、そこは今後の課題というか、だからといって、必ず変えなければいけないとか、そういうことではないのですけれども、報告に対してのそういういろいろな意見があったということも考慮していただかなければいけないかなというふうに思っています。ただ、基本は議会運営委員会で議会の運営に関しては決定をしていくと、それを全員協議会で報告をして、皆さんに認識を共通に持っていただくという考えで私はいます。よろしいですか。

○議員（内藤美佐子君） 私がお尋ねしたいことは、議会運営委員会で議会改革を決定する、しかしながら、それは議会運営委員会の中だけのことですよね。全議員に共有化を図るのは、あくまでもこの全員協議会と



いう場だと思うのです。

そうしますと、例えば私、公明党でございますけれども、公明党で毎月チラシを書きます。その中に、議会運営委員会で決定したから、これは決定事項だと、議員にまだ共有化が図れていないときにチラシで書いていいものかというのをお尋ねしたいのです。今までそういうことはしてきていないと思うのです。あくまでも議会運営委員会でいろいろ議会改革は進めています。しかしながら、それを周知、また共有化、これは全協を経なければ、それは決定とは、決定ではあるけれども、全議員にとっての決定にはまだ至っていないというふうな、私は議長のとときにはそういうふうな感覚で物事は進めていたのですけれども、その辺については議長はどのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長（抜井尚男君） おっしゃっているのは、議会運営委員会であることを議会改革に関して決定をされたらと、それがきょうのように、後に全員協議会で皆さんに周知をされると、同じ、先ほども話しましたように、議員全員で認識を持っていただく。その以前に議会運営委員会で決定をしたものを、すぐにそれぞれの会派、また個人で出されている方がいますけれども、そういうチラシとか案内に載せるべきかどうかということをお尋ねしているわけですね。

基本的に、私が記事に関して、どうしなくてはいけない、こうしろと、基本的に、たくさん、強制的に縛るものではないと思いますが、基本的には、やはり議員全員の共通認識を持った上でのほうがよろしいかなというふうに私は思います。ですから、今のお話ですと、議会運営委員会にいらっしゃる方はその決定事項がわかって、例えばそれをすぐ書いたと、議運にいらっしゃらない方、または無所属の方はそれを知らなかったので、ほかの人のチラシで初見というか、初めてわかるというような、それは余り好ましいスタイルではないと思いますので、やはり皆さんがわかった時点のほうがふさわしいかなと。ただ、いろんなケースもございますので、基本的にはそのほうがいいと思いますけれども、場合によってはそうでないこともあるかもしれません。ちょっと今、どういう場面がそうかと想定できませんけれども、私の考えとしてはそのほうがふさわしいかなとは思いますが。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 今回の議会運営委員会の報告の中身についてというよりは、そこら辺のルールというのがどういうふうになっているのかなというのがすごく心配なところなんです。

というのは、夜間議会をやめるということ、議会運営委員会は10月16日に報告はしておりますので、決定事項ではありますけれども、これは、菊地議員さん、また他の無会派の議員さんたちは、もしかしたら、会派の中での対話がなかったというか、協議がなかったということであれば知らなかった可能性もあるので、それをどこで知ったかということなのです。それを知るところは、あくまでも全員協議会でなければならぬというふうに、私自身はそういうふうに思っています。それが一つの議会のルールではないかなというふうに思うのです。改革を進めて、報告をするという形をとり出したのは私が議長のときだったということで、報告をもって共通認識という形でやってきたと思うのですけれども、それがどうも、ちょっと崩れているのではないかなというふうにも思います。良識に任せられるかもしれませんが、それは。その会派または政党、個人のチラシを書く、その方の良識に任せられるところではあるのですけれども、三芳町議会として、やはり良識を持って、やはりチラシ等もぜひ、提出、出していただくというのも考えていただきたいというふうに思います。

以上、私の考えなのですけれども、皆さんにもそんな、こういう意見に対してどう思われるかも、ぜひ意見も聞いていただければと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

以前に確かにそういう問題もあったなと、今思い出しながら伺わせていただきました。もしそうなる、今、間近に迫っているのが12月定例会のチラシなのですが、表面は大体告示もされ、されていないか、まだ、ですけれども、裏面に一般質問の順序とか、そういうのを載せて出してしまうのですね、開会前に。なので、それは議運で決まったから、チラシを出して配ってしまおうとやっていたのですけれども、それもできなくなってしまうのではないかなとなってくると、それもどうなのかなと思うところもあるので、運用面でいろいろ意見があれば、ちゃんと話を詰めてから行動を起こすべきかなと今理解をしたところであります。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今の内藤議員のご意見なのですが、そういう形で進めていくというのは別に議運だけの話ではないわけです。各常任委員会、全て、決定時には、決定する場合は必ず、どういう形でかわからないですけれども、持ち帰って、各党派プラス無党派の人、全部周知して、その中で進めていくのか、それで最終的にはここで、全協の場で周知を図るのかという話になると、今、1カ月に1回しか全協をやっていないと。今、菊地議員が指摘されたような問題も起こってくるので、そこはちょっと要検討だと思うのです。

私の判断は、議長がこれは全議員の意見を確認した上で進めるべきだという判断をされたら、それはそうすべきであって、それ以外のことに關しては、当然、各常任委員会で所管があり、そこで決定権があるはずなのです。そこで決定権がないということになるとおかしなことになってくるので、何も決められなくなって、全協でしか物が決められないみたいな話になってくるので、そこはやはり議長判断ではないかなという気がするのですが。これは私の意見ですが、ちょっとそこら辺は、今後の運用に關してまとめてルール化すべきではないかと思えます。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

議会改革に関するものというのは、普通の議運の、議会運営とはちょっとまた違って来るかなというふうにも思えますので、そこら辺は、では何は出せて、何は全員協議会で皆さんに周知を図った後に出すという、そういう立て分けをきちっとこれから議運等で話をしていただければというふうにも思えます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

私は前から、それは委員会の決定というのわかります。ただ、委員に入っていない人の意見というのも、本当に私は一人一人の議員として大事だと思っているので、こういった内容については、できれば全議員のところで審議をしたほうがいいのかなどというふうに前から思っているのです。やっぱり、全員の中でいろんなそういった意見が集約できたほうがいいのかなど、議会に関する事、そういうことについてはなるべく全議員のもとで話し合ったほうがいいのかなどというふうに基本的には思っています。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 済みません。ちょっと、吉村議員の意見は、私が言っていることとちょっと話が違っておりまして、議会運営委員会でお話というか、協議をしていることは、あくまでも議会運営委員会というのは会派の代表が出ておりますので、しっかりと会派の中で詰めたものを持ってくるというのが1つ。それと、無会派の方がいらっしゃるの、無会派の方には、議会運営委員会委員長、副委員長から協議の内容をお知らせする、それで意見を伺うという形で進めてきておりますので、これは全員協議会で、皆さんで協議をする問題ではないというふうにも思っております。議会運営委員会は議会運営委員会、やり方なのだと思うのです。やっぱり、会派を代表して出ているのだという、そういうことで、会派代表の方々は、持ち帰られましたら、しっかりと協議をするというのを、これをやっていけば、全員協議会でやる必要はないというふうにも思っています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっと1件だけ申し上げたいというか、意見というかがあるのですが、議会運営委員会とほかの常任委員会とは別物であるということをご理解していただきたいというふうに思います。常任委員会というのは、各自治体の条例等によって所管が決まります。ところが、議会運営委員会というのは、地方自治法によって3項目について所管が決まっている、ほかの委員会とは明らかに違うということ、皆さん、ご認識をいただきたい。そして、議員必携の中にも書いてあると思うのですが、議会運営委員会の決定は、皆さん、従わなければならない、また議長が諮問した場合には、その諮問に対して議長は従わなければならない、そういうふうになっていますので、そういったことも踏まえて議会運営委員会の中でしっかり協議をしていただきたい、それが議運に入っていない我々というか、私の意見です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。よろしいですか。

私からまた申し上げますが、きょう、いろいろご意見をいただきましたので、副議長とも協議した上で、幾つかの決めたほうがいいたろうというようなこともありましたので、今後改めて皆様方に、どういう形で進めるかはまだわかりませんが、協議した上で、いい形でご報告というか、皆さんに告知ができればと思いますので、しばらくはちょっとお待ちいただいて、その後、ご了解をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、2番の議会運営委員会については閉じさせていただきます。

## ◎政策検討会議

○議長（抜井尚男君） 続きまして、政策検討会議、副議長、お願いします。

○副議長（井田和宏君） 井田です。政策検討会議から報告をさせていただきます。

前回の全員協議会の中で、第1回のサポーター会議については説明をさせていただきました。サポーター会議以降、2回の政策検討会議を行いました。内容については、第1回目のサポーター会議の反省と第2回目のサポーター会議の進め方について協議を進めてまいりました。10月18日と11月13日に行ったのですが、13日には廣瀬先生と堀木先生、両先生に来ていただいて、アドバイス、助言をいただきました。

次回の政策サポーター会議は、11月29日、15時から行いたいというふうに思っています。内容については、ワークショップ形式で行いまして、三芳町の観光政策の強み、弱み、課題等を抽出するためのワークショップを行うということに決定をさせていただきました。

以上が政策検討会議からの報告でございます。

○議長（抜井尚男君） 政策検討会議の報告に対しまして、何か皆さん、ご質問、ご意見等ございますか。  
山口議員。

○議員（山口正史君） 1点だけなのですが、当初、スタートして、大分おくれたという印象を私は持っていたのですが、その辺は取り返せて、今後に関しては当初予定のスケジュールで進行できそうだというふうな見通しでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 副議長。

○副議長（井田和宏君） 井田です。

当初の予定、おかれていた部分も確かにありましたが、ここに来て、第1回目をやって、第2回目になるのですが、本当に手探りでやっている状況で、合計5回を予定しているところなのですが、今のところは、1回目を10月、2回目を11月ということを見ると順調なのですが、今後を考えると、この前の話もそうだったのですが、今後、ワークショップをやって、いろんな意見が出てきたときにどう整理をしていくか、またワークショップの結果を整理して、検討会議に持ち帰って、もう一回、サポーター会議に投げかけるとすれば、そういった作業がもしかすると発生をする可能性もありますので、今後の予定としては、5回の予定がもうちょっと延びるかもしれない。プラス、視察のことを考えると、宿題として、近隣地で観光政策の視察を行いたいという意見が出た場合には視察を行う可能性もありますので、今のところは辛うじて順調ですが、今後のことを考えると、2月もしくは3月に提言を出す予定が少し延びる可能性もあるということでございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 今後、とにかく、最初の試みですから、見えないところはいっぱい出てきて当然だと思うのです。特に今回、初回なので、余り安易な形で進めるよりも、多少、本来はスケジュールというのは守るべきものではあるのですが、やはり初回ということもあって、初回が一番大事なところなので、十分慎重に、スケジュールが延びたとしても、きちっと納得できるような形の結論を出せるような形で進めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（抜井尚男君） 副議長。

○副議長（井田和宏君） 井田です。

そのとおりだと思いますし、今回、第1回目、初めての試みでございますので、その辺は慎重に考えて、しっかりと提言ができるような形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） ほかに。よろしいですか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

政策検討会議の第2回目が29日、サポーター会議があることなのですけれども、議員には前もって告知させていただいて、傍聴が可能となっておりますけれども、一般の住民に対しては今後予定をされているというか、予定はあるのでしょうか。もし希望者がいたりとかする場合には。

○議長（抜井尚男君） 副議長。

○副議長（井田和宏君） 井田です。

もちろん、町民の方が傍聴したいということであれば傍聴可能でありますし、現に傍聴したいという方も、私のところに傍聴したい旨の話もいただいておりますので、それはもちろん、全然オーケーなので、その告知というか、周知の仕方をどうするかは今後少し考えますけれども、もちろんオーケーです。傍聴は可能です。

○議長（抜井尚男君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

ぜひ、政策検討会議の中で今後の課題に受け取っていただきたいなと思っております。一般住民の傍聴の件も前向きに検討していただくような形をとっていただきたいなと思っております。

○議長（抜井尚男君） 副議長。

○副議長（井田和宏君） 傍聴の件なのですけれども、それは検討会議の中でも、傍聴、公開はオーケーということで結論は出ておりますので、もうそれは決定済みでございます。

○議長（抜井尚男君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、4番の報告事項を閉じさせていただきます。

---

#### ◎その他

○議長（抜井尚男君） 続きまして、5番のその他でございます。

皆様のほうから何かございますでしょうか。ございませんか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

前回、この全協の日程を決めるときに、いろいろ皆さんの、議員の日程とかを調整させていただいていたと思うのですけれども、きょう、突然に、多分用事等が入ったと思うのですけれども、全協は全員が、議員がそろそろ共通の、共有場だと思っているのですけれども、欠席をされている議員の理由等というか、教えていただきたいなと思っております。

○議長（抜井尚男君） 特には伺っておりません。前回の全員協議会で、たしか13日の提示もありましたが、都合があって変更しました。恐らく同日に、先ほど確認をしましたが、同日に皆さんにメールにて、きょうの日付、時間を報告しているかと思えます。その上での欠席ということですが、特に理由のほうは私は伺っていませんので、どうしても必要ということであれば個別に確認はしますけれども、今ここではそれはやる予定はございません。よろしいですか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） ありがとうございます。

きょうの内容等は、議長よりその議員の方には、もちろんだと思うのですが、報告がいきますよね。

○議長（抜井尚男君） はい、資料のほうはお渡しします。よろしいですか。

ほかに。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、私から3点ほど報告をさせていただきます。

まず、次回ですが、12月の定例会中に行います。お話をしていると思いますが、定例会の月は、定例会中の全員協議会の日程が入りますので、そこを定例会中の月は全員協議会とします。おおむね、12月定例会が1日から始まって、十何日、まだ、これから議運で決定をしていきますが、決まってくるのですが、後半のほうに入ってくると思いますので、日程のほうは、当然、日程のスケジュールが議会運営委員会で決まりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。ですから、定例の第3の火曜日には恐らく行われません。ただ、執行側または我々からもう一回開くべきだという案件が上がってくれば、それは絶対にやらないと決定しているわけではございませんが、基本的には定例会中は、定例会の中で全員協議会をやるというふうに決めていますので、ご了解をいただきたいと思います。

続きまして、12月17日、恐らく定例会は終わっているかと思いますが、日曜日でございます。この日に、予定としては今、10時からとお伺いしています。子ども議会が行われますので、議員の皆さんもお時間があればぜひ参加をしていただきたいなと思います。12月17日、日曜日の10時からでございます。

続きまして、年が明けて、1月になりますが、ことしも新年に行いしましたが、議会の新年会を開催できればと思っております。予定としましては、1月11日、1月11日は木曜日になるかと思えます。12日の金曜日と考えたのですが、ちょっとほかの大きな団体のものが入っておりましたので、11日に、夜になるかと思えます。12月定例会中には皆さんにご案内、そして出欠の確認をとらせていただこうと思っておりますので、場所、時間に関してはまだ決定をしていませんが、11日の夕方または夜間ということで、スケジュールの調整のほうをお願いしておきたいというふうに思います。

私からは以上であります。

それでは、事務局にお返しをいたします。お願いいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしくお願いたします。

○副議長（井田和宏君） 本日は、全員協議会ということで、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして

ありがとうございました。

12月定例会も間近に迫っておりますので、お体には十分ご留意をして、議会活動、議員活動に臨んでいただきたいと思います。

本日は大変お疲れさまでございました。

(午前11時30分)